

「介護サービス情報の公表」制度に係る報告・調査・情報公表計画

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35に規定する「介護サービス情報の公表」の施行のため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）に規定する「報告に関する計画」、「調査事務に関する計画」及び「情報公表事務に関する計画」を次のとおり定める。

上記の計画については、一体の計画として策定する。

なお、高松市に所在のある事業所については、香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第40号）により調査の権限を移譲し、高松市において行うこととされている。

令和6年11月

香川県知事 池田 豊 人

1. 計画の基準日

令和6年1月1日

2. 計画の期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3. 報告の対象となる事業者

（1）対象サービス

香川県「介護サービス情報の公表」制度実施要領の情報の公表を行う介護サービスの種類による。

（2）対象事業所

法第115条の35第1項に規定する事業所とする。具体的には、（1）に係る介護サービスを提供する事業所のうち、次のいずれかの要件を満たす事業所とする。

- ① 令和6年4月1日以降、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業所（以下「新規事業所」という。）（基本情報のみ報告）
- ② 基準日前1年間に於いて、提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円（利用者負担を含む。）を超える事業所（以下「既存事業所」という。）（基本情報及び運営情報を報告）

なお、支払いを受けた金額が100万円以下の事業所（支払いを受けた金額が0円の場合は除くこととするが、事業を行う意思のある事業所については対象とする。）については、報告は義務付けられてはいないが、利用者の利便性の向上や「介護サービス情報の公表」制度の有効な活用にも繋がることから、基本情報についてのみ報告の対象とする。

4. 事業者ごとの報告の提出先・提出期限等

（1）提出方法

原則として、介護サービス情報報告システム（WEBからの報告システム）により作成した情報をデータ電送するものとする。

なお、WEB上の報告システムが利用できない場合など事業所の実情に応じて、調査票を

保存した磁気ディスク又は印刷された調査票での提出でも構わないこととする。

〈磁気ディスク又は印刷された調査票での提出先〉

香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ

〒760-0017 高松市番町 4-1-10

TEL：087-832-3269 FAX：087-806-0206

(2) 提出期限

ア) 新規事業所

県が情報の報告に関する依頼を行った日から1月以内とする。

イ) 既存事業所

令和6年11月30日(土)とする。

(3) 受理開始時期

新規事業所は提出期限の1月前、既存事業所は通知日から受付けるものとする。

5. 調査を行う事業所について

運営指導と同時に行うため、運営指導の通知と同様1月前に事業所に通知するものとする。

6. 調査を行う機関

香川県指定 香川県健康福祉部長寿社会対策課

〒760-8570 高松市番町 4-1-10

TEL：087-832-3269 FAX：087-806-0206

高松市指定 高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課

〒760-8571 高松市番町 1-8-15

TEL：087-839-2326 FAX：087-839-2337

7. 事業者ごとの公表を行う月

事業所が提出した調査票の内容を確認、受理後1月以内。